

監事監査報告書

2024（令和6年）年5月21日

学校法人 親愛学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 親愛学園

監事 森本啓一 

監事 伊達誠 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人親愛学園寄附行為第13条の規定に基づいて、学校法人親愛学園の2023年（令和5年）度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1. 監査の方法

私たちは、理事会及び評議員会に出席して、業務に関する意思決定及び業務執行の状況を見守るとともに必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧・点検して、理事その他の関係職員から業務の報告を聴取するとともに、会計監査人と連携し、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書および貸借対照表）並びに財産目録について確認するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

学校法人親愛学園の業務に関する意思決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、理事の業務執行は適切であり、学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上